

議案第 17 号

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、同項前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項中「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「あるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」と

あるのは、「第 15 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第 11 条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第 15 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「事情にあるもの」を「事情にある者」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（介護時間）

第 15 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 15 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 17 条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則第 4 項中「第 15 条第 3 項」の次に「、第 15 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正前の松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日まで

の日に限る。)までの期間を指定するものとする。